

平成26年7月2日

◎川井委員長 それでは、ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(15時04分開会)

本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。委員長報告の文案については、お手元に配布してありますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。当委員会は、執行部関係者の出席を求め慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第4号議案まで、第6号議案、第8号議案から第10号議案まで、第17号議案、報第1号議案及び報第3号議案、以上11件について、全会一致をもっていずれも可決、または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において議論された主な事項について、その概要を申し上げます。まず、議案についてであります。初めに危機管理部についてであります。第1号議案、平成26年度高知県一般会計補正予算のうち、地域津波避難計画点検委託料については、津波で浸水が予測される地域において、新たに必要となるハード、ソフト対策を検討するため、地域の津波避難場所に昼間避難できる範囲、夜間避難できる範囲、夜間に要配慮者と同行して避難できる範囲を、それぞれ地図に示し、避難困難範囲を抽出するための図上点検を行うものであるとの説明がありました。

委員からは、新たに必要となるハード整備に対する県からの財政支援について、質疑がありました。

これに対して執行部からは、平成26年度中に市町村において予算化された事業は、市町村の負担ゼロで避難空間等の整備が実施できる津波避難対策等加速化臨時交付金の対象となる。それ以降は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波避難対策緊急事業計画に位置づけられた事業については、同特措法に関連して、避難タワーなどの避難空間の整備ができるとの答弁がありました。

次に、地震火災対策事業委託料については、火災からの安全な避難のための三つの項目を検討するため、大規模火災の発生危険度が高い地域を抽出し、延焼、道路閉塞、消防活動に対する評価を加えた上で、モデル地域での避難対策などを検討し、地震火災対策指針を取りまとめるため委託するものであるとの説明がありました。

委員から、モデル地域として指定する箇所数について質疑がありました。

これに対して執行部からは、1カ所をモデル地域として指定し、データの収集や住民からの聞き取りを行うとの答弁がありました。

さらに委員から、さまざまな地域がある中で、1カ所で十分なデータがとれるのかとの

質疑がありました。

これに対して執行部からは、モデル地域は1カ所であるが、木造住宅の密集市街地を想定しており、ほかの市町村においても、予想される危険性や対策について、検討会で意見をいただきながら、指針として整理したいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部であります。第9号議案、高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案について、当該基金は特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの整備に活用するものであるが、平成25年度までの事業実施期限が、国の補正予算の成立に伴い、設置期限の延長が可能となったことから、期間を1年延長するものであるとの説明がありました。

委員からは、高知県内の特別養護老人ホームの数は足りているのか。また、入所が要介護3以上に制限されることを受け、今後どのような状況になると考えているのかとの質疑がありました。

これに対して執行部からは、今年度は第6期介護保険事業支援計画の策定年に当たり、市町村ごとに施設や介護人材など、必要なサービス量を積み上げる中で、県内全域で必要となる施設数などが明らかになる。また、第5期計画で施設整備がかなり進み、これまで不足していた部分はある程度整備できている。今後は、施設入所と地域での居宅介護をうまく組み合わせて、必要となる介護サービスを提供していくとの答弁がありました。

別の委員からは、第5期計画の中で、特別養護老人ホームがどれだけふえたのかとの質疑がありました。

これに対して執行部からは、広域型の特別養護老人ホームが324床、小規模の特別養護老人ホームが174床、合計で498床の計画のうち、6施設、407床が完成の見込みであるとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。第4号議案、高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案について、本条例は教育委員会事務局、人権教育課と文化生活部、人権課が共管することとなり、そのうち人権教育課は、県立学校で発生したいじめによる重大事態に係る事実関係について確認及び調査を行う高知県いじめ問題調査委員会を、また人権課は、同調査委員会での調査結果や、私立学校で発生したいじめによる重大事態の調査結果について再調査を行う高知県いじめ問題再調査委員会を所管するとの説明がありました。

委員からは、再調査結果を現場に生かす方法について、また、再調査委員会と調査委員会との構成委員の違いについて質疑がありました。

これに対して執行部からは、再調査結果の活用については、当該重大事態への対処及び同種の重大事態等の防止のために、知事部局や教育委員会でどのような対応ができるのか、事案に応じて検討する。また、委員会の公平性、中立性を確保するため、直接の関係者はもとより、調査委員会と再調査委員会の委員を兼ねることのないよう配慮し、第三者によ

る調査機関として、県民から不信を招くことがないような委員構成にするとの答弁がありました。

別の委員からは、再調査委員会委員に縁故者がいる場合には、ほかの専門家と交代するのか。また、県内だけでは、選定できる委員に限られるのではないか、との質疑がありました。

これに対して執行部からは、委員はあらかじめ委嘱するのではなく、事案に応じて最適な委員をその都度委嘱することとし、必要に応じて、県外の専門家も委嘱するとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。文化生活部から、坂本龍馬記念館リニューアル基本構想（案）について、基本構想策定の経緯として、平成24年3月の文化厚生委員会からの提言や、平成25年11月に設置した基本構想検討委員会での検討結果を受けて、博物館機能を備えるとともに、立地条件を生かした魅力ある観光文化施設を目指すことをリニューアルの基本方針とするとの説明がありました。

委員からは、新資料館の開館や坂本龍馬記念館のリニューアル、歴史民俗資料館を充実していく中で、学芸員の数は十分足りているのかとの質問がありました。

これに対して執行部からは、これらの施設運営を指定管理で委託している高知県文化財団には、現在19名の学芸員がいるが、今後の体制については、文化財団とも協議し検討していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、キャリアのある学芸員がいないと、ほかの同様の施設から重要な展示物の貸し出しを受けられないので、若い学芸員にキャリアを積ませることが重要であるとの意見がありました。

以上をもって危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎川井委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

〈小休〉

◎ 6ページの、4号議案、高知県いじめ防止対策推進法に関連するところで。真ん中のあたりに、「委員からは」ということで、これ僕の言ったことですが、「再調査結果を現場に生かす方法について」になっているこの後に、「厳罰化にならないように」、これを入れていただけないでしょうか。ここを強調したいんですが。

◎ それやったら、答えが変わるがやない。

◎ うん。そのときは答えなかったような気がする。

◎ そこは明確なお答えが、執行部からあったのかなというのは、ちょっと疑問に思いましたが。

◎ ああ、執行部からはなかった。

- ◎ それは事案に応じて検討するというところでよかったのかなと、自分でも納得しました。
- ◎ じゃあ、そういうことで。
- ◎ 一番最後の、キャリアのある学芸員がいないと、これ正確に受け取られるろうか。「さらに委員から、キャリアのある学芸員がいないと」。
- ◎ 経験を積んだ学芸員がいないと、そこが事実かどうかというところを聞いちゃってください。
- ◎ キャリアのあるというのがどうかということですか。
- ◎ 学芸員全体の数がということでしょうね。
- ◎ 何かもし。これ、あんまり。言わんとする意味はわかるような気がするがやけど。正確でなければ、これはなくてもかまんやないかな。
- ◎ のけてもかまんね。
- ◎ これどうしてかいうたら、歴民館に行ったでしょう、みんなで。あのときに歩きながら、今、学芸員が結構少なくて。レベルの高い学芸員がおらんと、相手方が貸してくれないから困っているという話があって。それで大丈夫なのかということを知りたいんですけど。なくても結構ですよ。
- ◎ では、ここのところを削除します。ほかに。
- ◎ なし。

〈正場〉

◎川井委員長 それでは、正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正・副委員長一任でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

◎川井委員長 はい。御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会では閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ること、御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上で日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆様にご挨拶したいことがあります。

まず1点目は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」の委員会を、7月下旬から8月上旬に開催したいと思っておりますが、御意見ございませんか。

小休にします。

〈小休〉

－日程について協議－

〈正場〉

◎川井委員長 正常に復します。

それでは、7月28日に決定いたしました。10時からということをお願いします。

なお、取りまとめ項目については、正・副委員長に一任させていただきたいと思います。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明させます。

－書記説明－

◎川井委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。御意見をどうぞ。

小休にいたします。

〈小休〉

－候補地について協議－

〈正場〉

◎川井委員長 それでは、正常に復します。協議の結果、調査先については長野、富山、石川と決定いたしました。日程については、いつごろにいたしましょう。

〈小休〉

－日程について協議－

〈正場〉

◎川井委員長 それでは、日程については9月2日から4日までと決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」と言う者あり)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。なお、調査・宿泊先等にかかる細部の調整につきましては、正・副委員長に一任をお願いします。

以上をもって、日程は全部終了いたしました。これで、委員会を閉会します。

(15時35分閉会)